



熊本県公報

第 1 2 3 3 7 号

平成 26 年 7 月 29 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 種畜証明書書の書換交付の通報…………… (畜産課) 1
 - 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退…………… (高齢者支援課) 1
 - 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
 - 道路の供用開始…………… (") 2
- 公 告**
- 第 4 回 幸せ実感くまもと 4 カ年戦略委員会の開催…………… (企画課) 2
 - 肥料登録有効期間更新…………… (農業技術課) 3
 - 肥料登録有効期間更新…………… (") 3
 - 肥料登録事項の変更…………… (") 3
 - 道路の位置指定…………… (建築課) 3
 - 都道府県指定試験機関の住所及び二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地の変更…………… (") 4
- 登 載 依 頼**
- 平成 26 年度第 1 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催…………… (公共事業再評価監視委員会) 4
 - 熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会事務局総務課) 4
 - 熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 4
- 正 誤**
- 平成 26 年 7 月 8 日熊本県告示第 695 号 (保安林の指定施業要件の変更に関する予定) 中…………… (森林保全課) 5
 - 平成 26 年 7 月 18 日熊本県告示第 748 号 (平成 26 年度電気通信工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等) 中…………… (監理課) 5

告 示

熊本県告示第 772 号

家畜改良増殖法 (昭和 25 年法律第 209 号) 第 8 条第 1 項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報を受けたので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 26 年 7 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11254908586	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県宇城市豊野町巢林 538 番地 株式会社藤沢牧場	熊本県宇城市豊野町巢林 538 番地 株式会社杉本本店

熊本県告示第 773 号

健康保険法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 113 条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第 115 条の規定により公示する。

平成 26 年 7 月 29 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定辞退年月日	サービスの種類
さかき診療所 玉名郡南関町上長田 638-1	医療法人親仁会	平成 26 年 7 月 31 日	介護療養型 医療施設

1		
---	--	--

熊本県告示第774号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年7月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	田代御船線	上益城郡御船町大字上野字松山 4339番地先から 同所 4346番地先まで	110.0	活力創出 基盤交付 金(改築)

2 供用を開始する期日 平成26年7月29日

熊本県告示第775号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年7月29日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
主要地方道	菊池赤水線	阿蘇市赤水 810番8地先から 同所 810番21地先まで	19.0	防安交

2 供用を開始する期日 平成26年7月29日

公 告

熊本県公告第395号

第4回幸せ実感くまもと4カ年戦略委員会を次のとおり開催する。

平成26年7月29日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時
平成26年8月6日 午後2時
- 2 場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館2階201会議室
- 3 議題
平成26年度政策評価について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従って入室することができる。
(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。傍聴希望者が定員を超えたときは、入室できない場合がある。
- 6 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県企画振興部企画課企画政策班
(電話 096-333-2019)

熊本県公告第 3 9 6 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。
平成 2 6 年 7 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 3 3 9 号	炭酸カルシウム肥料	2 0 . 0 粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分：6 0 . 0 可溶性苦土：2 0 . 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	有限会社谷脇石灰工業所 熊本県宇城市松橋町 3 3 0 4 - 5	平成 3 2 年 7 月 9 日

熊本県公告第 3 9 7 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 2 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定に基づき公告する。
平成 2 6 年 7 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第 1 2 6 1 号	混合有機質肥料	スーパー輝	窒素全量：6 . 0 りん酸全量：6 . 0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社三成 熊本県宇土市馬之瀬町 5 5 5	平成 2 9 年 7 月 1 9 日

熊本県公告第 3 9 8 号

肥料取締法（昭和 2 5 年法律第 1 2 7 号）第 1 3 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録事項の届出があったので、同法第 1 6 条第 2 項の規定に基づき公告する。
平成 2 6 年 7 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更した事項	変更した年月日
熊本県肥第 1 2 6 1 号	混合有機質肥料	スーパー輝	株式会社三成 熊本県宇土市馬之瀬町 5 5 5	肥料の名称 (新) 三成魚粉 (旧) スーパー輝	平成 2 6 年 7 月 1 7 日

熊本県公告第 3 9 9 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 2 6 年 7 月 2 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 八代郡氷川町鹿島 6 4 1 番地の 1
- 2 築造者の氏名 カシマ開発株式会社
- 3 道路の位置 宇城市小川町新田字柳江 1 4 1 7 番 1
- 4 道路の幅員 4 . 0 0 メートルから 6 . 0 0 メートルまで
- 5 道路の延長 6 5 . 9 1 メートル

- 6 指定年月日 平成26年7月15日
7 指定番号 熊本県指令宇城景建第5号

熊本県公告第400号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項で準用する同法第10条の6第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年7月29日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都道府県指定試験機関の名称
公益財団法人建築技術教育普及センター
- 2 変更後の都道府県指定試験機関の住所
東京都千代田区紀尾井町3番6号
- 3 変更後の二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町3番6号
- 4 変更しようとする年月日
平成26年8月18日
- 5 変更の理由
経費削減を図ることを目的として本部事務所を移転することとなったため

登載依頼**熊本県公共事業再評価監視委員会公告第1号**

平成26年度第1回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。
なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。
平成26年7月29日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成26年8月8日（金）
午後1時30分から午後5時15分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事（予定）
（1）平成26年度公共事業再評価対象事業について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
（2）傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理課）
電話096-333-2490

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年7月29日

熊本県人事委員会委員長職務代理者 成瀬公博

熊本県人事委員会規則第18号

熊本県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
熊本県人事委員会事務局組織規則（昭和26年熊本県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第3条総務課の項中第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。
（6）物品の管理に関すること。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年7月29日

熊本県阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会
(阿蘇地域健康危機管理推進会議) 会長

- 1 開催日時
平成26年8月11日(月) 14時30分から16時30分まで
- 2 開催場所
阿蘇市内牧1204
熊本県阿蘇保健所 2階 会議室
- 3 議題
(1) 救急告示病院の申し出について
(2) 地域災害医療体制の構築について
(3) 熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく阿蘇地域医療計画(案)について
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
阿蘇市内牧1204
阿蘇地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県阿蘇保健所総務福祉課)
(電話0967-32-0535)

正 誤

平成26年7月8日熊本県告示第695号(保安林の指定施業要件の変更に関する予定)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
2	52	山鹿市	山鹿市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、山鹿市

平成26年7月18日熊本県告示第748号(平成26年度電気通信工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
17	54	平成26年8月1日	平成24年8月1日